

日本年金機構の情報管理体制の抜本的見直しを求める意見書

平成30年2月の老齢年金定時支払いにおいて、源泉徴収税額の誤りにより、約130万人に過小支給されるという事案が発生したが、これは、日本年金機構がデータ入力を委託した事業者の入力漏れや入力誤りによるものであった。

しかも、当該事業者は、契約に反して、指定外の方法によるデータ入力や禁止されたデータ入力業務の再委託を行っていたことから、日本年金機構の委託業者の選定や監督体制に大きな問題があることが明らかになった。

さらに、日本年金機構は、平成27年5月にサイバー攻撃による個人情報の流出問題を起こし、厚生労働省の業務改善命令を受けていたにもかかわらず、年金支給や情報管理に関する重大な事件を再び引き起こしたことは、年金事業運営への国民の信頼を損ねたと云わざるを得ない。

よって、年金制度への信頼を回復するため、政府は、日本年金機構の情報管理体制を抜本的に見直す必要があることを認識し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 外部有識者の調査組織により、本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や、納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て

福島県議会議長 吉田栄光